平成２８年（フ）第５１号
広島県呉市阿賀南１丁目４番２号
債務者　畑中　達也
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第５６号
広島県呉市川尻町小用１丁目12番11号
債務者　山本　勝子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第６８号
山口県下関市彦島向井町２丁目４番11号
債務者　古田　佳愛
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第８６号
山口県下関市一の宮本町２丁目７番44―301号　中野アパート
債務者　山本　健太
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第６１号
愛媛県新居浜市桜木町１番47号
債務者　渡部　　進
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２９号
愛媛県今治市伯方町木浦甲1249番地４、住民票上の住所愛媛県今治市伯方町木浦甲3117番地２
債務者　白石　一峰
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第１５号
高知県安芸市井ノ口甲1131番地24
債務者　栗山　　豊
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県営明星寺団地２棟236号
債務者　嶋田　正治
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第６０号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県営明星寺団地２棟236号
債務者　嶋田たつよ
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１１号
福岡県宮若市宮田3600番地
債務者　田中まさ美
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第３９号
佐賀県唐津市和多田東百人町２番28号　吉田鉄工所社宅101号
債務者　辻　　孝志
1　決定年月日時　平成28年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第２０４号
大分市大字千歳2082番地の66
債務者　有吉　信江（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１９９号
宮崎市田代町122番地８　第８シャトーモリオカ605号、前住所宮崎県東臼杵郡門川町大字加草3101番地１
債務者　小田亜紗美
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９５３号
愛知県瀬戸市萩山台４丁目６番306号
債務者　辻　　和美
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９７０号
名古屋市天白区植田２丁目201番地　名古屋市寿荘
債務者　藤井　健二
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６号
茨城県神栖市神栖３丁目６番38号　グランコートカミスＡ205
債務者　石川　康寛
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第３４号
広島県福山市御幸町大字上岩成45番地１
債務者　門井　征貴
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係